

射水市公共工事総合評価委員設置要綱の一部改正（案）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 委員からの意見の聴取に係る事務を処理するため、行政管理部管財課に事務局を置く。</p> <p>第8条 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 委員からの意見の聴取に係る事務を処理するため、行政管理部管財契約課に事務局を置く。</p> <p>第8条 省略</p>